

老高 0413 発 1 号
令和 8 年 4 月 13 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険主管部（局）長 様

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムに係る
平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加について

介護施設・事業所等（以下「介護施設等」という。）における災害発生時における被災状況等を把握するシステム（以下「介護施設等災害時情報共有システム」という。）の運用については、平素より御理解と御協力賜り、御礼申し上げます。

「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和 3 年 4 月 15 日付け子発 0415 第 4 号、社援発 0415 第 5 号、障発 0415 第 1 号、老発 0415 第 1 号通知）においては、「電気、ガス、上下水道や通信などのライフラインの途絶、物流ネットワーク断絶による物資供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の最低でも 3 日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築について、民間事業者を交えて検討すること。」とされており、平時より予め都道府県等が管内介護施設等の備蓄状況を把握していくことは災害発生時の支援方策の検討において有効な情報となります。

また、「物資の確保に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月 30 日内閣感染症危機管理監決裁）において、「国は、社会福祉施設における個人防護具の備蓄状況やその補充のために必要な状況の把握について、災害時に活用しているシステムの利用も含め、検討を進める」とされたところです。

このため、自然災害及び次の感染症危機の発生時等における介護施設等への支援方策の検討をより有効に行う観点から、令和 7 年度末から介護施設等災害時情報共有システムに災害備蓄物資や感染症対策のための物資等の備蓄状況を

把握するための報告機能を追加し運用を開始したところです。

つきましては、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「各都道府県等」という。）におかれましては、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）及び管内介護施設等に対して、本機能に係る周知を図るとともに、管内介護施設等に対して、本機能を活用した物資等の備蓄状況等の報告に対する協力を依頼いただくようお願いします。

なお、本追加機能については、随時の報告及び報告内容の更新が可能となっておりますが、予見不能な自然災害や次の感染症危機等に備える観点から、各都道府県等におかれてましては、令和8年4月30日（木）までに管内介護施設等の入力が完了するよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 報告の対象となる介護施設等

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス

2 物資の備蓄状況等報告機能における入力内容

① 災害対策

- ・ 飲料水（備蓄量、更新予定日）
- ・ 生活用水（受水槽、ポリタンク等の有無）
- ・ 食料品（備蓄量、更新予定日）
- ・ 簡易トイレ（使用可能回数）
- ・ 国土強靱化の状況（耐震化、ブロック塀、水害対策、非常用自家発電設備の整備状況等）
- ・ 業務継続計画（BCP）の策定状況
- ・ 立地状況（災害レッドゾーン、災害イエローゾーン等）
- ・ 福祉避難所の指定状況

② 感染症対策

- ・ 医療用（サージカル）マスク（備蓄量、使用量）
- ・ N95 マスク（備蓄量、使用量）
- ・ アイソレーションガウン（備蓄量、使用量）
- ・ フェイスシールド（備蓄量、使用量）
- ・ 非滅菌手袋（備蓄量、使用量）
- ・ 業務継続計画（BCP）の策定状況

3 物資の備蓄状況等の報告機能に係る留意点

本機能の追加により、各都道府県等・市区町村においては、管内の介護施設等における平時の災害備蓄物資や感染症対策のための物資等を把握することが可能となり、事前に把握したこれらの情報も踏まえた救援物資の支援計画の検討を行うとともに、災害発生時には、救援物資の効率的かつ重点的な支援を行うことが可能となります。

なお、備蓄物資等の報告は、物資ごとの有効期限の確認と併せて、定期的に行うよう管内の介護施設等に指導するとともに、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から別途お知らせする災害時情報共有システムを活用した訓練や、各都道府県等、市区町村において独自に実施される災害時情報共有システムを活用した訓練の際などにも、必要に応じて報告内容の確認・更新を行うことの徹底をお願いします。

また、本機能における報告（入力）内容の一部は、指定基準に基づき作成する業務継続計画（BCP）に基づき、介護施設等が把握している内容となっておりますので、介護施設等に対し報告（入力）依頼を行う際は、介護施設等の報告（入力）負担の軽減を図るとともに、実効性のある対応を促す観点から、その旨併せて周知願います。

4 操作方法等

災害時情報共有システムにおける本機能に係る操作方法や入力方法等については、システム上の操作マニュアル（別添1・2参照。全体版は災害時情報共有システムのHP参照）を参照ください。

なお、都道府県等及び市区町村においては、管内の介護施設等の備蓄状況等についてCSV形式による一覧化も可能となっておりますので、自然災害等の発生時における対策の検討にも活用ください。

また、操作方法等について疑義等が生じた場合には、以下の介護施設等災害時情報共有システムに関する照会先までお問い合わせください。

【問合せ先】 helpdesk@kaigokensaku.mhlw.go.jp